

一般社団法人東京科学大学医科同窓会 同窓会賞規約

(目的と事業種別)

第1条 本会は、本会事業を充実するため、同窓会賞を設けて会員を顕彰する。

2 同窓会賞事業は、同窓会特別事業とし経費は特別会計から支出する。

(授与対象)

第2条 同窓会賞は、次の各号に相当する分野において、本会の事業に多大な貢献をした会員に授与する。

- (1) 同窓会（本部、支部、部会、社員総会）の運営
- (2) 会員の親睦事業
- (3) 会員の福利事業
- (4) 本会と母校の連携を含む、会員相互の情報共有活動
- (5) 本学および本学以外の教育研究施設における教育・研究・診療活動
- (6) 国際的活動
- (7) 地域医療活動
- (8) 講演、出版等の文化的活動
- (9) 同窓会館の設立およびその維持、運営
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(受賞者数)

第3条 同窓会賞は、毎年、原則として3名を上限として存命の会員に授与する。

(選考委員会)

第4条 受賞者を選考するために、理事会に同窓会賞選考委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。

2 本委員会は次の各号の会員によって構成する。

- (1) 理事長
- (2) カテゴリー別社員（評議員） 2名
- (3) 地区別社員（評議員） 2名
- (4) 本学医系教授 1名
- (5) 本学以外の教育研究施設の教授もしくは同等の職位の者 1名
- (6) 理事 2名

3 委員は理事会が任命し、任期は3年として再任を妨げない。

4 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(選考方法)

第5条 本委員会は委員の協議によって、受賞候補者を選考する。

- 2 本委員会の議長は、理事長とする。
- 3 本委員会は、社員より広く受賞候補者の推薦を募り、協議の参考とする。
- 4 本委員会は、選考分野に応じて会員を含むワーキンググループを作り、候補者の選考を図ることができる。
- 5 本委員会は、年度末に受賞候補者を理事会に報告し、理事会は受賞者を決定する。

(表彰)

第6条 理事長は、定時社員総会（定時評議員会）において、受賞者を発表する。

- 2 受賞者には、表彰状と副賞を授与する。副賞は顕彰品とする。
- 3 受賞者の写真を同窓会館内に掲げる。

(規約変更)

第7条 本規約の変更は、理事会が行う。

(付則)

1. 同窓会賞の発表・受賞式は、翌年度定時社員総会にて行う。
2. 本規約は令和4年5月29日より施行する。